

## 令和7年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託プロポーザル実施要領

### （目的）

第1条 子供の権利擁護機関としての児童相談所が機能しているかを確認し、児童相談所の運営の質の確保・向上を図ることを目的として児童相談所の第三者評価を実施するため、「令和7年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託」募集要項により業者を選定するものである。

選定に当たっては優れた提案を広く募集して最優秀のものを選定する公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザルへの参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定める。

### （提案者の参加方法）

第2条 プロポーザルに参加する者は、本要領及び別に定める「令和7年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託」募集要項に基づき、手続きをとるものとする。

### （提案者の選定方法）

第3条 別に定める「令和7年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託」受託者選定委員会（以下「委員会」という。）は、提案参加者から提出された企画提案書の書面審査及びヒアリングを行い、最も優れた提案者を委託業者として選定する。

### （審査対象事項）

第4条 選定に係る審査対象事項は、以下の各号により行う。

- （1）企画提案内容
- （2）業務遂行能力
- （3）所要経費

### （審査方法）

第5条 第3条で規定する審査は、別紙により行う。

### （その他）

第6条 本要領で定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は、千葉県が定める。

### 附 則

この要領は、令和7年7月8日から施行する。

【別紙】

令和 7 年度千葉県児童相談所第三者評価業務委託  
提案書の審査に係る採点表

| 委員名 | 採点日      | 集計確認者 |
|-----|----------|-------|
|     | 令和 年 月 日 |       |

【提案者：

】

| 採点合計             | 点／50点満点 |
|------------------|---------|
| ※採点合計は事務局で記載します。 |         |

1 採点表

| No. | 審査項目   | 審査基準                               | 評価点       | 重要係数 | 最高得点 | 採点 |
|-----|--------|------------------------------------|-----------|------|------|----|
| 1   | 企画提案内容 | 事業の趣旨を理解した提案となっているか。               | 5・4・3・2・1 | 1    | 5    |    |
| 2   |        | 適正な評価を可能とする日程構成となっているか。            | 5・4・3・2・1 | 2    | 10   |    |
| 3   |        | 提案者の有するノウハウを生かし、優位性のある評価方法となっているか。 | 5・4・3・2・1 | 2    | 10   |    |
| 4   |        | 業務の改善につながるような評価方法となっているか。          | 5・4・3・2・1 | 2    | 10   |    |
| 5   | 業務遂行能力 | 業務を確実に遂行するだけの十分な体制を確保しているか。        | 5・4・3・2・1 | 2    | 10   |    |
| 6   | 所要経費   | 経費の算定根拠が明確に示されているか。提案内容の費用対効果は高いか。 | 5・4・3・2・1 | 1    | 5    |    |
| 合 計 |        |                                    |           |      | 50   |    |

2 評価方法

- (1) 審査基準ごとに優秀なものを高い点とする 5 段階評価を行い、それらの評価と係数を掛けて採点欄に記入する。配点は各審査基準 5 点とし、合計 50 点満点とする。
- (2) 提案者ごとに点数を合計し、委員の平均点数が 30 点以上かつ最上位（合計点数が最も高い）に順位付けした委員の数が最も多い提案者を選定する。
- (3) 前記で最上位に順位付けした委員の数が同数の場合は、全委員の合計点数が最も高い事業者を選定する。
- (4) 前記で全委員の合計点数が同点の場合は、所要経費の最も低い事業者を選定する。
- (5) 前記で所要経費が同額の場合は、選定委員会の審議により事業者を選定する。